

奈良県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
中谷 順也	一 祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三―三〇	平成二十五年十二月一日
江田 士朗	一 祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三―三〇	平成二十五年十二月一日
森川 誠司	一 祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三―三〇	平成二十五年十二月一日
安田 和夫	一 祥メデイカルマツサージ院 生駒市小瀬町七一九―三―三〇	平成二十五年十二月一日